# 令和5年度「水の日」・「水の週間」上下流交流事業募集要項

水の週間実行委員会

#### 1 目的

水循環基本法に基づく「水の日」や「水の週間」の関連事業の一環として、健全な水循環の重要性や、水資源の有限性、水の貴重さ、水資源開発の重要性について、国民の間に広く理解と関心を深めるために、ダム水源地域等の上下流住民の交流を促進する活動を行う団体に助成します。

# 2 助成の対象活動

助成対象となる活動は、「1 目的」の趣旨を踏まえて実施される上下流住民の交流に関する活動であって、「水の日」及び「水の週間」の前後の期間(概ね令和5年7月~10月)に行われ、ダム水源地域等の振興等に資する活動とします。

#### 3 助成の対象団体

助成の対象となる団体は、上下流住民の交流を促進する活動を行う市民団体その他の団体(ただし、都道府県は除く。)とします。

本年度は、30団体を上限として助成を行う予定です。

### 4 助成金の額及び助成期間

助成金の総額は、水の週間実行委員会(以下「実行委員会」という。)の当該年度支出予算の範囲内とし、1件当たりの助成金の額は10万円以内とします。<u>ただし、人件費</u>(外部講師、外部協力者等への謝金は除く)、飲食費は助成の対象になりません。また、同一団体への助成の回数は、原則として1年度につき1回とします。

#### 5 応募手続き

#### (1) 応募方法

助成を希望する団体は、申請書(様式第1号)に必要事項を記入の上、事務局までお送り下さい。

## (2) 応募締切日 令和5年6月23日(金)事務局必着

- 注1) 郵送の場合は、封筒に「上下流交流事業応募」と朱書きしてください。
- 注 2 ) メールで送られる場合は、件名を「上下流交流事業応募(団体名)」としてください。なお、電子メールの受取可能最大容量は  $5\,\mathrm{MB}$  です。
- 注3) 当方から受取確認の連絡はいたしません。郵送の場合は配達が確認できる方法(宅配便や書留等)、メールの場合は開封確認メッセージを受け取れるよう設定するなど、対応をお願いします。

#### 6 選考及び結果の通知

選考は、送付いただいた申請書に基づいて実行委員会で実施し、令和5年6月下旬を目処に結果を各申請者に通知する予定です(様式第2号等)。

なお、選考に当たっては、

- ① 河川流域における上流と下流の住民間の交流を促進することを目的とした活動 となっているか
- ② 健全な水循環の重要性や、水資源の有限性、水の貴重さ、水資源開発の重要性について、理解や関心を深める活動となっているか
- ③ ダム水源地域等の振興等に資する活動となっているか

④ 参加する人が多様かつ相当数に上ることが見込まれる活動となっているか 等について、実行委員会で総合的に判断します。

### 7 助成金の請求及び支払

助成金の交付決定を受けた団体(以下「団体」という。)は、原則として事業完了後に請求書(様式第3号)により、助成金を請求するものとします。ただし、その事業の性質に鑑み、実行委員会が必要と認めた場合には、事業完了前であっても請求書に基づき助成金を交付することができます。

なお、請求に当たっては、<u>請求額の根拠となる資料(支出に関する領収書や銀行振</u>込みに係る振込票の写し等)を添付して下さい。

#### 8 事業の完了報告

団体は、事業の完了後、速やかに事業完了報告書(様式第4号)に関係書類を添付して、事務局に提出して下さい。

申請した事業の内容を変更・中止する場合は、速やかに届け出て下さい。

## 9 助成金の交付取消し及び返還の請求

実行委員会は、団体が助成金を対象事業以外の用途に使用するなど不適切な使用を したと認めたときは、助成金の交付決定を取り消す場合があります。また、団体が既 に助成金の交付を受けていた場合は、実行委員会からの請求に基づき、助成金の全部 又は一部を返還していただきます。

#### 10 注意事項

- (1) ご提出いただいた申請書等は返却いたしません。
- (2) 申請書上の個人情報は当助成金の交付に係る目的にのみ利用いたします。
- (3) 団体は、活動の実施に当たって発出するポスター、パンフレット等には、可能な 範囲で別添の「水の日」・「水の週間」に関するロゴマークを入れて下さい。ロゴマ ークデータは、担当者様の E-mail アドレス宛に送付します。
- (4) 申請いただいた団体には、今後、「水の日」・「水の週間」に関する資料等を送付させていただきます。
- (5)「水の日」・「水の週間」につきましては、以下のURLをご参照ください。 https://www.mizunohi.jp/index.html
- (6) ご不明な点については、事務局までお問い合わせください。 なお、昨年度の助成対象事業については、水の週間実施報告書の P35~P36 (https://www.mizunohi.jp/intro/pdf/46\_houkokusho.pdf) に掲載していますので、参考 にしてください。

#### 【事務局】

独立行政法人水資源機構 総務部広報課

「水の日」・「水の週間」上下流交流事業担当

住所:〒330-6008 埼玉県さいたま市中央区新都心 11-2 電話:048-600-6513 (広報課直通) FAX:048-600-6510

E-mail: info@mizunohi.jp

令和 年 月 日

水の週間実行委員会 あて

所 在 地

団 体 名 代表者氏名

令和5年度「水の日」・「水の週間」上下流交流事業申請書 貴実行委員会の助成事業の給付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

交付申請額

(添付書類)

- ① 実施計画(別紙1)
- ② 収支計画書
- ③ 団体に関する資料(定款(又はこれに類する規約等)、役員名簿、会員数のわかる資料等)
- ④ その他参考となる資料(過去の活動実績等)

# (別紙1)

# 実施計画

	<b>夫</b> 飑計劃				
ふりがな					
活動実施者 (団体名)					
ふりがな					
実施する活動の 名称					
実施する活動の 内容 (目的、参加者の 居住地域、人数等 を含む。)					
活動実施場所					
活動実施月日(期間)					
活動の周知方法					
※記述内容はいず	れも予定や見込みで結構です。				

# 【担当者情報】

<u> </u>				
ふりがな				
担当者氏名				
連絡先	〒			
	電話:		FAX:	
	E-mail:			
※今後の参考のためにお聞きします。				
本事業をどのように	こして知りましたか。			

文 書 番 号 令和 年 月 日

様

水の週間実行委員会

令和 5 年度「水の日」・「水の週間」上下流交流事業交付決定通知書 令和 5 年度の助成について、下記のとおり通知します。

記

- 1 活動実施者(団体名)
- 2 実施する活動の名称
- 3 助成額
- 4 その他

## (様式第3号)

# 令和5年度「水の日」・「水の週間」上下流交流事業請求書

金

令和 年 月 日付け 号で交付決定を受けた助成金について、上記金額 のとおり助成されるよう、請求します。

令和 年 月 日

水の週間実行委員会 御中

所 在 地

団 体 名 代表者氏名

振 込 先

①金融機関名 〇〇銀行〇〇支店(本店)

②預金種別 普通・当座

③口座番号

④口座名義(ふりがな)

※口座名義には必ずふりがなを付して下さい。

水の週間実行委員会 あて

所 在 地

団 体 名 代表者氏名

令和5年度「水の日」・「水の週間」上下流交流事業完了報告書 令和5年度の事業に係る活動について、別添のとおり完了報告します。

# (添付書類)

- ① 実施結果(別紙2)
- ② 収支報告書
- ③ 活動の成果を確認できる書類 (新聞や写真等による実施の証明を添付)

# (別紙2)

# 実施結果

ふりがな			
活動実施者 (団体名)			
ふりがな			
実施する活動の 名称			
実施した活動の 内容 (目的、参加者の 居住地域、人数等 を含む。)			
活動実施場所			
活動実施月日 (期間)			
活動の周知方法			
【担当者情報】			
ふりがな			
担当者氏名		<del></del>	
連絡先	電話: E-mail:	FAX:	
l l	II man .		